

(別紙1)

グリーンカンパニー活動に取り組む事業者の条件

ア 代表者又は役員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう。）員、暴力団又はその構成員の統制下にある団体その他反社会的活動のおそれがあると認められる団体等の構成員でないこと。

イ 市町村税を完納していること。

(別紙2)

グリーンカンパニー活動における環境行動計画の作成基準

1. 期間

1年以上

2. 取組内容

原則として、計画内容に基づく活動の成果が、別紙4の認定対象活動として見込まれるとともに、業種や事業活動の所在地の地域特性等に応じ、以下の内容を含むことが望ましい。

(1) 業種別

ア 全業種共通

- (ア) 二酸化炭素、窒素酸化物等の排出抑制
- (イ) 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理
- (ウ) 省資源、グリーン購入

イ 建設業

建築物の建築・解体、開発事業に当たっての環境配慮

ウ 製造業

- (ア) 化学物質対策(化学物質の使用事業所に限る)
- (イ) 製品の開発・設計等における環境配慮

エ 運輸業

輸送に伴う環境負荷の低減

オ 卸売・小売業

環境保全型商品等の販売及び消費者に対する情報提供

カ 金融・保険業

投資・融資における環境配慮

(2) 地域特性

- ア 各種法令に基づく自然環境保全地域、自然公園地域、貴重な野生動植物の生息・生育地域(環境省指定絶滅危惧種及び天然記念物に限る)における事業活動
自然環境の保全対策及び野生動植物の生息・生育環境への配慮対策
- イ 表流水源、伏流水源等の水道水源取水地点及びその周辺地域における事業活動
水道水源取水地点及びその周辺地域への汚染防止に関する配慮対策

(別紙4)

グリーンカンパニーの認定に関する要領

1. 目的

この要領は、岡山市環境パートナーシップ事業実施要領（以下、「実施要領」という）の規定に基づき事業者が実施した自主的な環境配慮活動のうち、優れた成果が求められた場合に、市長が環境の保全及び創造に寄与した活動として認定することに関し必要な事項を定めるものである。

2. 対象

認定の対象は、下記の活動を実施した事業者とする。

- (1) IS014001部門及びエコアクション21部門については、参加申込み時にIS014001登録証及び環境省エコアクション21認証・登録証の写しを提出することにより、認定・登録とする（なお、各関係機関との連携により、申請様式の共通化等が図られている場合は、その関係機関の同意により、本活動への参加申込みとみなし、認定・登録とする。）。

なお、活動期間内においては、下記事項を満足するものであること。

- ア IS014001部門についてはサーベイランスの審査結果の写し、エコアクション21部門については中間審査の結果の写しを提出し、これにより認証の維持が確認されること。
イ 活動期間内における対象事業活動が、各種環境法令に基づく規制基準等を遵守していたと認められること。

- (2) 環境活動評価プログラム部門及びステップアップ部門については次のとおりとする。

- ア 実施要領の規定に基づき、市が登録をした環境保全活動を1年間実施し、その結果に関し以下の事項を含む報告を行うこと。ただし、ステップアップ部門については、①又は②のいずれかだけでもよいものとする。

- ① 環境行動計画において設定した「環境への負荷の低減目標等」の達成状況（結果について、定量的に把握したものであること。）
② 環境行動計画において設定した「環境への負荷の低減のための具体的取組項目等」の取組状況（結果について、「環境行動計画策定・報告のためのチェックリスト」（実施要領（別紙3））により数値的に表現したものであること。）

- イ 環境行動計画に基づいて実施した取組結果について、自ら点検・評価するとともに、これらの結果等を踏まえ、新たな「環境行動計画書」を作成し、引き続き岡山市環境パートナーシップ事業への参加申込みを行うこと。

- ウ 活動報告書の内容が少なくとも下記のいずれかの事項を満足するものであること。

- ① 「グリーンカンパニー活動における環境行動計画の作成基準」（実施要領（別紙2））において、業種や事業活動の所在地の特性等に応じて取り組むべき事項として規定した項目をすべて含んでいること。
② 「環境への負荷の低減目標等」の達成状況が、環境行動計画において設定した目標値レベルを達成していると認められること（ただし、低減目標値が前年実績値と同等レベル以上である場合に限る。）。

③ 「環境への負荷の低減のための具体的取組項目等」の取組状況について、「環境行動計画策定・報告のためのチェックリスト」(実施要領(別紙3))に基づいて点数化した数値の平均値が、2以上であること(ただし、チェックリストに基づく取組項目数が、少なくとも10項目以上あると認められること。)

エ 活動期間内における対象事業活動が、各種環境法令に基づく規制基準等を遵守していたと認められること。

3. 認定の方法

市は、実施要領に基づき、ISO14001 部門及びエコアクション 21 部門については、ISO 14001 登録証及び環境省エコアクション 21 認証・登録証の写しの提出とともに参加の申込みがあった場合(各関係機関との連携により、申請様式の共通化等が図られている場合は、その関係機関の同意により、本活動への参加申込みとみなす)、また、環境活動評価プログラム部門及びステップアップ部門については、事業者から登録した環境行動に関する成果についての報告があり、その内容が本規定等に合致していると認められる場合は、これに取り組んだ事業者を「グリーンカンパニー実践事業所」として認定し、認定書を送付する。

また、認定の期間は ISO14001 部門及びエコアクション 21 部門については、各認証期間と同一期間、環境活動評価プログラム部門及びステップアップ部門については、認定の日から1年間とし、取組内容の違いにより、以下のとおり認定する。

◎ ISO14001 部門

岡山市グリーンカンパニー (ISO14001 部門) 実践事業所

◎ エコアクション 21 部門

岡山市グリーンカンパニー (エコアクション 21 部門) 実践事業所

◎ 環境活動評価プログラム部門

岡山市グリーンカンパニー (環境活動評価プログラム部門) 実践事業所

◎ ステップアップ部門

岡山市グリーンカンパニー (ステップアップ部門) 実践事業所

4. グリーンカンパニーマークの使用

市は、認定した期間内に限り、前記でグリーンカンパニーとして認定した事業者であることを記載したステッカー(市が作成・配布)の事業所への表示や、そのことを事業活動等において表示することを認める。

5. 認定の取り消し

市は、本要綱3において認定した事業者が、以下の事項に該当する場合には、岡山市環境保全審査会の議を経て、当該参加団体の認定を取り消すことができるものとする。

ア 下記の環境関係法令等に規定する罪を犯し刑に処せられた場合

・公害関係法令

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法、
瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼水質保全特別措置法、

土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、浄化槽法

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例
- ・岡山市環境保全条例

イ その他岡山市環境パートナーシップ事業グリーンカンパニー活動の認定事業者としてふさわしくないと認められる場合

6. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(別紙5)

グリーンカンパニーの参加部門の変更に関する要領

1. 趣旨

この要領は、グリーンカンパニー活動の登録事業者が、その登録期間の途中において参加部門を変更しようとする場合に必要な事項を定めるものとする。

2. 対象

変更の対象は、グリーンカンパニー活動に登録された市内の事業者（以下「登録事業者」という。）とする。

3. 参加部門の変更方法等

(1) ステップアップ部門から環境活動評価プログラム部門への変更の場合

参加部門変更願（様式第13号）と環境行動計画書を提出することによって行う。環境活動評価プログラム部門の新たな登録期間は、参加部門変更の受付日から起算して1年間とする。

また、ステップアップ部門の登録期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

(2) ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門からエコアクション21部門又はISO14001部門への変更の場合

参加部門変更願（様式第13号）と環境省エコアクション21の認証・登録証の写し又はISO14001の登録証の写しを提出することによって行う。エコアクション21部門又はISO14001部門での新たな登録期間は、参加部門変更の受付日から環境省エコアクション21により定められた認証・登録期間又はISO14001により定められた登録期間が終了するまでの間とする。

また、ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門の認定・登録の期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

(3) エコアクション21部門からISO14001部門への変更の場合

参加部門変更願（様式第13号）とISO14001の登録証の写しを提出することによって行う。ISO14001部門での新たな登録期間は、参加部門変更の受付日からISO14001により定められた登録期間が終了するまでの間とする。

また、エコアクション21部門の認定・登録の期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

(4) ISO14001部門からエコアクション21部門への変更の場合

参加部門変更願（様式第13号）と環境省エコアクション21の認証・登録証の写しを提出することによって行う。エコアクション21部門での新たな登録期間は、参加部門変更の受付日から環境省エコアクション21により定められた認証・登録期間が終了するまでの間とする。

また、ISO14001部門の認定・登録の期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

（5）エコアクション21部門又はISO14001部門から ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門への変更の場合

参加部門変更願（様式第13号）と環境行動計画書を提出することによって行う。ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門での新たな登録期間は、参加部門変更の受付日から起算して1年間とする。

また、エコアクション21部門又はISO14001部門の認定・登録の期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

（6）環境活動評価プログラム部門からステップアップ部門への変更の場合

参加部門変更願（様式第13号）と「環境行動計画策定・報告のためのチェックリスト」（環境活動評価プログラム部門の参加申込時に提出済の場合は省略可）を提出することによって行う。環境活動評価プログラム部門にはステップアップ部門の取組が含まれているため、この場合には登録期間を変更しないが、改めてステップアップ部門の登録証を交付する。参加部門変更の受付日をもって、環境活動評価プログラム部門の登録証は効力を失うものとする。

4. 参加部門の変更制限

一度、参加部門の変更を行った後は、次回の更新時（登録期間終了）まで、再度の部門変更は認めないものとする。

5. 参加部門の変更を行った場合の認定方法について

（1）ステップアップ部門から環境活動評価プログラム部門へ変更した場合

登録事業者が、参加部門変更前にステップアップ部門で登録を受けた日から起算して1年間活動を実施した後、認定申込書（様式第14号）及び「環境行動計画策定・報告のためのチェックリスト」に取組結果の評価点等を記入した活動報告書を提出し、その活動報告書の内容が、「グリーンカンパニーの認定に関する要領」の必要な事項を満足していれば、ステップアップ部門の認定を受けることができる。

また、登録事業者が、参加部門の変更日から起算して1年間活動を実施した後、活動報告書を提出し、その活動報告書の内容が、「グリーンカンパニーの認定に関する要領」の必要な事項を満足していれば、環境活動評価プログラム部門の認定を受けることがで

きる。その場合、ステップアップ部門の認定期間は、環境活動評価プログラム部門の認定日の前日で終了となるように変更するものとする。

**(2) ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門から
エコアクション21部門又はISO14001部門への変更の場合**

エコアクション21部門又はISO14001部門については、参加部門変更の受付日から登録とともに認定となる。その場合、ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門の認定期間は、エコアクション21部門またはISO14001部門の認定日（登録日）の前日で終了となるように変更するものとする。

(3) エコアクション21部門からISO14001部門への変更の場合

ISO14001部門については、参加部門変更の受付日から登録とともに認定となる。その場合、エコアクション21部門の認定（登録）期間は、ISO14001部門の認定日（登録日）の前日で終了となるように変更するものとする。

(4) ISO14001部門からエコアクション21部門への変更の場合

エコアクション21部門については、参加部門変更の受付日から登録とともに認定となる。その場合、ISO14001部門の認定（登録）期間は、エコアクション21部門の認定日（登録日）の前日で終了となるように変更するものとする。

**(5) エコアクション21部門又はISO14001部門から
ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門への変更の場合**

ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門への変更日から起算して1年間活動を実施した後、活動報告書を提出し、その活動報告書の内容が、「グリーンカンパニーの認定に関する要領」の必要な事項を満足していれば、ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門の認定を受けることができる。その場合、エコアクション21部門又はISO14001部門の認定（登録）期間は、ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門への変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

(6) 環境活動評価プログラム部門からステップアップ部門への変更の場合

登録事業者は、登録を開始した日から起算して1年間活動を実施した後、活動報告書を提出し、その内容が、「グリーンカンパニーの認定に関する要領」の必要な事項を満足していれば、ステップアップ部門の認定を受けることができる。